

個別注記表

2023年4月1日から

2024年3月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 …………… 総平均法による原価法

その他有価証券（市場価格のない株式等） …… 総平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 …… 最終仕入原価法による原価法

貯蔵品 …… 最終仕入原価法による原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …… 定額法によっております。

（リース資産を除く）なお、一部の車両については、自主的耐用年数によっております。

無形固定資産 …… 定額法によっております。

（リース資産を除く）なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産 …… リース取引の開始日が、2008年4月1日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

ア 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

イ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

ウ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財又はサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を識別する

バス事業

バス事業は主にバスによる旅客輸送サービスを提供しており、運送約款に基づいて顧客に対し旅客の輸送サービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は、旅客の輸送サービスが完了した時点又は一定の期間にわたり充足されると判断し収益を認識しております。

関連事業

関連事業は主に当社保有資産の賃貸を行っており、顧客との不動産賃貸借契約に基づいて顧客に対し当該物件を賃借する義務を負っております。

当該履行義務は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）等に基づき、収益を認識しております。